

# 全国災対連ニュース

2017年5月23日

第124号

発行：災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会（略称・全国災対連）

〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 全労連気付 電話03-5842-5611 FAX03-5842-5620

被災者切り捨て許すな！国の責任で復興を5・10国会行動

## 被災者の声を聞け！政府・省庁交渉を実施

5月10日に実施した「被災者切り捨て許すな！国の責任で復興を5・10国会行動」での内閣府・復興庁・厚労省・国交省との交渉・要請、経産省・復興庁・環境省との交渉・要請の内容を報告します。

**「最後の一人まで救っていく」のなら要求に誠意をもって応えよ！**

要請団（住江全国災対連代表世話人）

今日は、きっちりと回答をお願いしたい。東日本大震災から丸6年、熊本地震から丸1年が過ぎた。復興は遅々として進んでいない。きびしい状況におかれている方々に対して、どう生活や暮らしを守るか、さらに改善させていくか、これこそが各省庁の課題につきると思う。そういう時に、国民として看過できない、国民を愚弄する、国民の生活困難に対して蔑視するような前大臣の発言を全国民が許さない。回答の前に、そういう大臣の所轄に属する皆さんとしてどう考えるのか、国民への謝罪の言葉が必要ではないか。

復興庁

まずもって、ごあいさつにあった前大臣の発言についてだが、多くの方が傷ついたことは誠に遺憾だ。復興庁としてお詫び申し上げなければならないと思っている。職員としても、前大臣にもできる限り現地の実状を見てもらうよう様々企画していた。被災地の困難に直面している方がたくさんいること、復興道半ばの状況、皆様のご苦勞に対して、先般のそうしたことについては大変残念に感じている。新大臣は福島県選出の大臣として、最後のお一人まで寄り添うとの気概を持って申している。復興庁の職員一同あらためて気を引き締めて復興にあたっていきたい。

内閣府防災担当

被災者生活再建支援制度の抜本改善についての要望に回答させていただく。制度改正については、同様の要望をいただいている。被災者生活再建支援制度は、生活基盤に著しい被害を受けた方について支援金を支出するもので、全都道府県が拠出する基金と国の財政とで支援する制度だ。したがって住宅が全壊、大規模半壊といった重大な被害に対して支援している。こういう制度となっている被災者生活再建支援制度については、支援金の増額、対象の拡大には慎重な検討が必要だと考えている。現行制度でも、半壊、一部損壊については、たとえば半壊でも土砂が流入し、悪臭でやむを得ず解体した場合も支援対象としている。その他、半壊については、災害救助法にもとづく応急修理や住宅金融支援機構による融資といった支援も行われてい

る。また、一部損壊も敷地被害でやむを得ず解体した場合も全壊同様の支援が受けられる。その他の一部損壊については融資等を受けられる。制度の対象外については県独自制度で支援を行っているところも増えている。内閣府からもそういった支援を要望している。なかなか要望に応えた回答とはならないが、ご理解をいただきたい。

支援金の申請期限については、法律ですみやかな復興を目的としていることを考えると合理性があると考えている。一方、様々な事情で申請が遅れることも考えられるので、現行の制度上でもやむを得ない事情があれば、県の判断で延長が可能だ。

#### 内閣府防災担当

熊本地震の被災者にかかる災害援護資金は、東日本大震災と同等の取り扱いとすることの要望については、東日本大震災では特財法により利率が特例とされたが、熊本地震については同様の立法措置がなされていないなかで、同様の取り扱いをすることは困難と考えている。

東日本大震災の応急仮設住宅の供与については、発災当初から応急的措置として実施したもの。供与期間は原則として2年以内となっている。平成29年4月以降の福島県内の応急仮設住宅の延長については、災害公営住宅の整備状況など復興状況も勘案し、福島県において検討されるものと理解している。平成29年4月以降については、避難指示地域以外の市町村では、福島県の総合的な支援策へ移行するものと承知していることから、救助法による支援は困難だ。

災害公営住宅の建設の遅れなどに関する要望については、やむを得ないと認める場合には、現に応急仮設住宅に入居している方が他の応急仮設住宅へ転居することは差し支えないと考えている。具体的には、やむを得ない場合には県で適切に対応されるものと思われる。

#### 要請団（岩手県民会議）

支援金の引き上げを求める。岩手県では6100世帯が応急仮設住宅に入居している。その58%（3500世帯）が住宅の自立再建を考えている。災害公営住宅は77%整備されたが、一つ建てるのに2200万～2400万かかる。高い災害公営住宅をつくるより、支援金の引き上げのほうが、経済合理性がある。自治体には固定資産税も入る。

#### 要請団（常総市被害者の会）

茨城県常総市の水害では、全壊53、半壊1582、一部損壊3484、床上浸水165、床下浸水3083の被害がでた。床上浸水は1メートル以上が大規模半壊だが、床上浸水になったら1階部分はダメになる。300万円から500万円かけて補修している状況だ。今の支援制度では半壊は支援されない。常総市では大きな不満となっている。自治体に独自制度の協力を要請しているならば、国も支援すべきだ。茨城県と市は25万円だしている。国も支援すべきだ。

#### 要請団（熊本共同センター）

熊本地震では19万棟が被害に遭い、その内15万棟が一部損壊だ。益城町では150万円から300万円で基礎を強化し、その上に家を建てている。今の支援制度は全く現状にあっていない。住宅の補修は10万円から100万円、200万円かかる。ブルーシートのまま家が老朽化している。「慎重」ではなく、早急な検討を行うべきだ。

#### 要請団（みやぎ県民センター）

宮城県沿岸部の南三陸町などでは高台移転が行われ、職住分離が進められているが、被災者は困っている。南三陸町の商店街ができたが、被災者は商店の家賃を払い、自分の家も建てなければならない。被災者に寄り添うなら、被災者の状況や心情に寄り添った支援が必要だ。

#### 要請団（進行）

被災者生活再建支援法の見直しは、2011年にやられるはずだった。見直し検討の到達状況は、昨年从去年から今年にかけてどうなったのか。

#### 内閣府防災担当

これまでもそういう増額・拡充の要望をいただいているところだが、他にも被災者支援の制度がある。我々の方で検討させていただいているのは、災害の保険制度の拡充といったことである。この検討については、昨年度検討会等を開催して、保険制度の促進的なことを検討させていただいている。支援制度そのものというよりは保険の制度を、熊本地震以降、まだまだ加入が進んでいないこともあり、どうするか検討させていただいている。いただいた要望等をふまえて、引き続き検討していきたいと考えている。

#### 要請団（岩手県民会議）

検討の期限を決めるべきだ。

#### 要請団（住江全国災対連代表世話人）

保険制度の活用と言うが、保険料を払い込める生活を取り戻すための支援が必要だ。現在の制度は2007年に決められ、2011年に見直しされるべきだった。きっちり検討すべきだ。公的支援をどう進めるかの検討を求める。

#### 要請団（兵庫県民会議）

検討はいつやられたのか。

#### 内閣府防災担当

平成25年から26年にかけて検討会を開催して、平成26年8月に中間とりまとめをだしている。ホームページにでていますが、そのなかでは検討結果はでていたが、都道府県の独自制度を広げていく重要性とか、保険・共済の加入の話などもあった。中間とりまとめの基調としては、地方公共団体の意見を聞きながら引き続き検討を行うべきとの結論である。検討を続けているところだ。

#### 要請団（進行）

まったく不誠実な回答だ。早急に検討し、改善すべきだ。

#### 復興庁地方財政担当

復興事業にかかる地元負担は撤回して全額国費負担で実施することの要望について回答する。復興期間の前期5カ年は全額公費負担でやってきたが、後期5カ年については一部事業について地元負担をお願いしている。地方負担の95%については震災復興特別交付税により、地元負担は事業費の1%から3%の負担

となっている。通常の災害時の復興事業と違って地元負担を大幅に軽減している。基幹的事業や原子力事故災害に由来する事業については引き続き全額公費負担となっている。

#### **復興庁予算会計担当**

地方自治体が自由に使える復興財源を確保することとの要望について回答する。毎年、予算編成にあたっては、各地方自治体から要望を聞いた上で概算要求をしている。8月末にむけて30年度の予算編成が始まるが、これについても、各地方自治体の要望やみなさんの声を聞いて進めていきたいと考えている。

#### **復興庁**

自主避難者の実情を調査し、住宅の確保をはじめ必要な支援を行うこととの要望について回答する。自主避難者については、福島県において意向確認を行ったほか、個別訪問を行い、それぞれの方の事情をうかがって支援を進めてきた。福島県で行った調査の結果では、3月31日時点の対象世帯1万2千239世帯の99%にあたる1万2千88世帯において4月以降の意向を聞いた。未確定の方については、避難元自治体あるいは避難先自治体と連携して引き続き住宅が確保できるよう支援を行っていく。確定済み、移転済みと答えた方々については、必要に応じて個別訪問や生活再建支援制度における支援を継続していくことになっている。支援策については、福島県において民間賃貸住宅の家賃補助や、全国の自治体での公営住宅への入居依頼を行っているほか、復興庁においてもそれぞれの方の事情により、生活に支障を来さないよう全国の生活再建支援制度での支援や生活環境整備を行うなど、福島県と引き続き連携して支援を行っていく。

災害公営住宅への入居を希望しながら、入居抽選から外れるなどの理由で民間賃貸住宅への入居を余儀なくされた被災者に対して家賃補助を行うこととの要望に回答する。民間賃貸住宅への家賃補助については、福島県が実施する総合的な支援策の一つである民間賃貸住宅への家賃補助ということと認識しているが、この家賃補助の対象世帯は、現在居住する各都道府県内に転居する世帯を対象としており、福島県外から避難していて福島県内の災害公営住宅等に入居している場合は対象の要件に該当しない。今の制度では民間賃貸住宅の補助を行うことはできない。災害公営住宅は福島県内の自治体が管理するものであり、希望どおりにいかなかった場合であってもそれぞれの自治体で行うこと、あるいは他の空いているところでの対応は可能と考えている。

#### **復興庁被災者支援担当**

災害公営住宅での孤独死の予防、コミュニティ形成の支援のため、支援員の恒常的配置を行うこととの要望に回答する。災害公営住宅での孤独死が報道されている。仮設住宅においても入居率が下がるなかでコミュニティがなくなって、高齢の方が一人で住んでいて周りの方から孤立している状況が生じていると認識している。このため復興庁においても昨年度より恒久的な被災者支援の交付金を設け、被災者の日常的な見回りに対して支援を行っている。また、これまで仮設住宅でコミュニティがあった方が災害公営住宅に移ることになり、一からコミュニティをつくっていくことになるとの課題があると認識している。そのため、昨年度から恒常的な交付金のなかにコミュニティ支援事業を設け、自治会の立ち上げ支援、地元で活動している自主的なグループの支援などを行っている。来年度も、地元からの要望も強いので引き続き予算を確保していきたいと考えている。

#### **要請団（進行）**

民間賃貸住宅の家賃補助は、福島県だけの問題ではない。

#### 要請団（みやぎ県民センター）

コミュニティ支援についての要望だが、石巻市や仙台市では元のところに戻りなさいといわれる地域でも、なかなか戻れない人もおり、そこでのコミュニティづくりが課題となっている。

#### 復興庁被災者支援担当

既存のコミュニティ維持に恒久的な交付金を使えるかどうかについて回答する。石巻市では、災害公営住宅ができて仮設住宅は人がでていってしまい、そのコミュニティ維持がなかなか難しいと聞いているので、支援するということだ。

#### 要請団（みやぎ県民センター）

基礎自治体への支援もお願いしたい。

#### 要請団（岩手県民会議）

高台移転事業の擁壁は、擁壁基準でのり面1メートル以上でないと設置されない。安心できない。自分で設置すると200万、300万円かかる。沢山の方から困っていると言われている。土地土地によって違いがある。のり面1メートル以上の基準ではハードルが高く安心できる宅地はできない。支援をお願いしたい。

#### 要請団（住江全国災対連代表世話人）

復興事業の地元負担については、地元では様々な施策を行っており、そのようななかでの負担はきびしいものがある。どれくらいの負担となるのか。前期の5兆円の未執行は充当できないのか。

#### 復興庁予算会計担当

復興予算について5兆円の未執行との指摘があったが、復興予算については地元との調整に時間がかかるものがあり、未執行となるものがある。復興予算としては32兆円のフレームが決まっているので、その年度に未執行があれば、次年度以降に回して予算化している。

#### 要請団（進行）

1%でも被災県にとっては大きな負担となることを、受け止めてもらいたい。

## **災害公営住宅の家賃軽減策は延長せよ！ 医療費の減免は被災者の生命線だ**

2. ① 岩手・宮城両県の災害公営住宅入居者の内、約8割が政令月収8万円未満の「特別家賃低減事業」の対象世帯となっている現状に鑑み、10年とされる事業の「交付の期間」を撤廃するとともに、対象世帯については6年目からの家賃引き上げを行わないこと。

【国交省】家賃低減事業だが、他の激甚災害と比較し東日本大震災については、災害公営住宅の補助率を7/8まで引き上げている。所得が低い被災者については、追加補助については自治体で事業も行っている。最大限の対応をさせていただいていることから、（6年目以降も家賃据え置き）延長することはむずかしい。さらなる家賃の減免等については、事業主体である地方自治体に検討いただきたい。

【要請団】「特別家賃低減事業」の「特別」をなくして事業を進めてほしい。東日本大震災から6年経ち、あと4年しかない。現状・実態をよく見て対応してほしい。家族の収入が2,000円を超えただけで、家賃が大幅

に引き上がってしまうケースがあった。また、10年限りとされているが、期限を切るのはやめて欲しい。

【要請団】仙台市は災害公営住宅の希望が3,900戸分あったが3,200戸しかつくらなかった。だから8割が特別家賃低減事業対象世帯となっているし、希望者が全員は入れない状況。事業が終了すると5000円台の家賃が6年目から3倍以上に跳ね上がるケースもある。6年目からの引き上げをしないで欲しい。交付10年の期限を撤廃してほしい。

## 2. ② 災害公営住宅の整備・供給にかかる「公営住宅法」の機械的運用をあらため、被災者の実情に見合ったものとする。とくに政令月収が158,000円を超える入居者に対し、3年目から家賃を引き上げ、5年目以降の明け渡し措置は行わないこと。

【国交省】災害公営住宅は生活に困窮している方に低廉で提供するものであり、一定の収入以下の方を対象としている。ただ、甚大な災害が起きた場合は、資格要件に見合わない（収入の高い）方でも住宅に困窮するケースはあることから、法にもとづき収入要件を問わず災害公営住宅に入居できるようにはしている。家賃については収入に応じて負担していただいている。5年入居し政令月収31万1000円以上は、災害公営住宅であっても、一般公営住宅であっても明け渡し条件は同じ。明け渡しについては地方自治体が行うが、やむを得ない状況があるかなどの要件については自治体が判断するところだ。

【要請団】災害公営住宅の入居要件で、全壊、半壊、一部損壊など関係なく、住居に困っていれば災害公営住宅に入れるのか。賃貸住宅に住んでいた人も対象となるのか。

【国交省】災害で住宅を失ったり、被災した方であれば、入居の対象となる。賃貸住宅の方も入居対象になる。

## 2. ③ 災害公営住宅が高家賃であるなどの経済的な理由で入居できない被災者を対象とする家賃の低減または家賃補助を行うこと。

【国交省】入居者の収入に応じて家賃を負担していただく設定としている。基本的に入居者の負担力に対応していると認識している。

【要請団】避難所や仮設住宅にも入れない被災者もいる。家が残ってもお金がなく補修できず我慢をしている。1戸あたり800万円もの解体費用は捻出できない。補修費用の補助をして欲しい。

【国交省】ここで答えできる案件ではないので、要望は承りしっかりと伝えていきたい。

## 2. ④ 半壊や一部損壊判定の住宅困難者も災害公営住宅に入居できるよう要件を緩和すること。

【国交省】災害公営住宅の低額入居者については、災害公営住宅法24条第2項をふまえて対応している。必ずしも全壊だけが該当するものではない。修繕や補修では住宅機能が回復できない場合もあることから地方自治体で対応している。岩手では全壊の場合だけでなく大規模半壊、一部損壊でも入居できるとしている。

### 災害公営住宅法24条第2項

第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条第1項の規定による国の補助に係る公営住宅又は第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる公営住宅の入居者は、前条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

## 2. ⑤ 災害公営住宅への入居を希望しながら、入居抽選から外れるなどの理由で「民間賃貸住宅」への入居を余儀なくされた被災者に対して家賃補助を行うこと。

【国交省】福島総合施策を対象としても。県外から県内へのケースは対象にならない。

2. ⑥災害公営住宅での孤独死予防、コミュニティ形成の支援のため、支援員の恒常的配置を行うこと。

【国交省】災害公営仮設住宅の入所者が減り、住宅内のコミュニティが小さくなっている。昨年より交付金も増やし、日常的な見守り事業を実施している。被災者総合支援、自治会立ち上げ、コミセン、サークル等への支援、交流、歓迎会など、毎年予算を確保しとりくんでいる。

【要請団】コミュニティ支援で、石巻市や仙台市など対象にならない地域でも、総合交付金は適用されるか。在宅者への支援など、自治体によって対応が異なる。

【国交省】適用される。在宅者への支援もできる。

【要請団】自治体への周知徹底をお願いしたい。

2. ⑦災害公営住宅の払い下げを希望する被災者に対して、被災者生活再建支援法の加算支援支給の時効は除外すること。あわせて、建設費の高騰による払い下げ価格の増嵩部分は国庫負担で補填すること。

【国交省】災害公営住宅の払い下げ時に「建築費が高い」との指摘があるが、誤解があるのではないか。災害公営住宅の払い下げは、払い下げ段階の時価でやるものなので、建築費の高騰に左右されるものではない。

2. ⑧阪神淡路大震災に対する借り上げ住宅からの強制的な追い出しはやめ、希望者の継続入居を認めること。

【国交省】借り上げ住宅について、一義的には地方自治体で対応すべきもの。阪神淡路大震災後、神戸市では現在 3000 世帯あるが、当該自治体で適宜対応している。高齢や介護が必要な世帯については、期間の延長など実施している。また、最長 5 年間の猶予を持って対応していると承知している。

【要請団】地方自治体で埒（らち）があかないから、国に要請していることの意味を理解してほしい。

【厚生労働省】

1. 熊本地震被災者の医療費一部負担金免除及び保険料（税）減免に対する財政支援を継続し、医療費一部負担金免除を国の負担で実施すること。

①今年 9 月末までとしている被災者の一部負担金の免除措置および被災者の保険料（税）の減免措置に対する財政支援を 10 月以降も継続すること。

【厚労省】地震発生から 1 年間、全半壊、一部損壊などの被災者や、主たる生計者が死亡・行方不明等の被災者に対する減免については、減免額の全額を国が財政支援してきた。平成 29 年 4 月以降は、財政負担が顕著な市町村に対し、減免の負担割合に応じた財政支援を行う制度となっている。

平成 29 年 10 月以降は、こうした財政支援の制度は終了するが、減免は各保険者の判断で対応することになる。減免による財政負担が著しい場合には減免額の 8/10 を国が財政支援する。

2. 東日本大震災にかかる国民健康保険制度等における被保険者の窓口一部負担の免除措置を継続すること。

③ 2017 年以降も市町村国民健康保険に対する財政支援を継続すること。特別調整交付金による 8 割負担に加えて残りの 2 割部分に対し、医療費の増加による負担増割合に応じて最大 95%を国が負担する追加財政支援策を復活すること。

【厚労省】激減緩和措置を行い、95/100 とまではいかないが、80/100 の対応をさせていただく。

【要請団】仮設住宅で不便をしても、体を維持できたのは、減免制度のおかげだ。

【厚労省】国民健康保険、介護保険などは、特別支援交付金で対応している。

【要請団】熊本は 100/100 から 90/100 で対応している。しかし、被災 3 県は 80/100 となっている。国だって

やればできるのだから、そうした対応をして欲しい。

## 福島第2原発の廃炉は県民の総意だ！無責任な回答は許されない

○福島の政府交渉

**進行(福島・斎藤さん)**

簡潔に回答をお願いします。

**<回答>**

**1、第2原発の廃炉について**

資源エネルギー庁・仁平さん/福島第2原発は、玄海原発など他の原発と同列に扱うことは難しいと考える。第2原発については、設置者である東京電力が地元の皆さんの意見に真摯に向き合いながら判断を行なっていくべきものと考えます。

**1、全国全ての原発の再稼働はおこなわず、廃炉とし、再生可能エネルギーに転換することについて**

資源エネルギー庁・小澤さん/あらゆる面に優れている電力はない。それぞれのさまざまな特性があるので、バランスよく使っていくことが大切と考えている。15年7月策定のエネルギーミックスにおいては、安定供給、環境負荷、コストから見て、同時に達成するよう検討し、徹底した省エネルギー、再エネの最大限の導入、火力発電の高効率化を進めつつ、原発依存を最低限に抑える、2030年原発比率を20～22%と定めている。わが国のエネルギー自給率、電力供給、化石燃料、CO2の排出量の増加などを考えると、原発の放棄というのは、難しいと思う。エネルギーミックスの実現にむけて、最大限頑張っていきたい。

**2、汚染水対策など福島対策第一原発の事故収束・廃炉作業をおこなうことについて**

資源エネルギー庁の川邊さん/工程表を作りまして、やってきているところ。汚染水対策については、最優先でやっていく課題だと思って、3つの対策で、地下水をくみ上げて原子炉建屋に流れないようにしたり、凍土壁で1日最大400トンの地下水が100トン、先週、先々週では60～70トンに減ってきている。また、地下水が海に出ないようにするなど、しっかりと、これからもやっていく決意だ。

**進行(斎藤さん)**

順番が後先になったが、今村復興大臣が暴言で辞任したが、大臣を辞めればすむ問題ではない。福島県民は納得していない。この件に関して、復興庁として言うことはあるか。

**<回答>**

復興庁・篠原さん/吉野大臣の姿勢としては、「被災者の最後の一人まで救っていくという気概を持ってやっていく」と発言しているが、そうした姿勢でやっていく所存だ。

**進行(斎藤さん)**

それでは、参加の皆さんから発言していただく。

**浪江町・馬場さん**

1、2に関わって、廃炉の問題でいうと、3月27日地元新聞の世論調査結果で第2原発の廃炉については、県民の83%が求めている。それを踏まえたうえで考えなのか？再稼働については、経済性、安定性、環境負荷が小さいということで、原発依存は続けるという回答であった。福島の現状を考えたときに、こういうことで通用しているのか。とんでもない。被災者を前にして、人権問題だ。どうしてこんなことを言うのか。復興庁もふくめて回答を求めます。

**<回答>**

**資源エネルギー庁・小澤さん**

そういった声があることは、認識している。しっかりと東京電力が真摯に向き合って回答していくことが重要と考えていて、その際には、しっかりと地元の人々に説明をしていくことが大事だと考えている。

われわれの政策が福島の皆さまや国民の皆さまに受け入れられていくとは考えていない。しかし、しっかりとやっていくということが政府に最も求められていると思う。個人的には、資源エネルギー庁の立場で回答しているが、もともとは内閣府で原子力被災者対策チームで避難指示の解除に携わっていた。その上で、エネルギー対策に携わっている。一方で、原子力発電がなぜ必要かという点ですが、第1に、火力発電が依存度9割で、運転予定になかった火力発電所も運転させ、なんとか供給力が足りているという状況。第2に、化石燃料の輸入増加で電気料金が上がっている、家庭用2割、産業用3割で国民生活を圧迫させている。第3に、CO2が上がってしまっている。エネルギーミックスを目標にがんばっていく。

**上町・馬場さん**

回答になっていない。廃炉について、しっかりと判断することを求めたいといっているが、これは無責任。国は福島原

発事故について、全面にでてやっていくと言っているのだから、どうしてそうしないのか。

#### 郡山市議・岡田さん

まったく回答になっていない。原発がなければ、電力が保障できないというのであればわかりますが、今後原発を20%以上にするなどということが理解できない。今の比率はどのくらいなのか。再生可能エネルギーはどのくらいの比率なのか。聞くところによると、ドイツではすでに40%ほどになっているようだが、それだったら、日本もその半分くらいはいつているのかと…将来の比率と現状を比較して将来的な展望の考えを示すよう求める。

#### 二本松・佐原さん

福島第2原発廃炉について、県民の大多数は廃炉を求めていると考えていると政府は認識できているということではないのか。6年間交渉に来ているが、全然前進しない。東京電力…ということばかりですが、政府として廃炉と考えているということではないのか。凍土壁について、暑い8月を迎えようとしているが大丈夫か。どのくらい稼働しているのか。

#### 自治労連・笠原さん

昨年11月に地震があって、第2原発の冷却水が止まって、また事故になるかもしれないという思いをしたが、これだけ大きな事故をおこしても、政府に責任がなかったかと思っていると考えるしかない。毎回話しているが、いまだに第2原発を廃炉にしないのは、国の責任だと思う。再生可能エネルギーを普及させないために、電力会社で送電線の接続をさせなかったりしているそうだが、何か…6年たっても進まない。避難している人がもとの家に戻れない。これが、国のエネルギー政策なのか。

#### 福島・岩淵さん

第2原発の廃炉については、6年間同じことを言っている。国が主導権を握って廃炉にするのが当たり前。再稼働についても、原発のコストが本当に安いのか。そういうところまで考えて、エネルギー政策を考えないといけなのではないか。人間の命とエネルギー政策と、どちらが重要なのか。再エネでまかなう立場にたっていない。

#### 進行(斎藤さん)

政府としては、第2原発は廃炉という認識でいいのか。凍土壁についても答弁を求める。

#### <回答>

廃炉についてですが、第1原発については、原子力災害対策特措法の原子力緊急事態宣言によって「廃炉」という指示ができたのだけれど、第2原発については、緊急事態宣言がすでに解除され、その対象になっていないので、政府として「廃炉」指示の権限はない。だから、東京電力が地元の皆さまと真摯に向き合ったうえで判断してほしいと求めている。

#### 全労連・盛本さん

それなら、東電の態度について、政府はどう見ているのか。

#### <回答>

東電がどう判断するにしても、地元の皆さまと真摯に向き合ったうえで判断を行うべきと考える。県民に対し合理的説明をするということだと思う。

#### 新婦人・児玉

原子力賠償・廃炉等支援機構法改定案が、今日午前に参院本会議で強行され、廃炉等事故処理金は国民負担にすること。国民の多くの原発ノーの声に、どう向き合うのか。

#### 質問( )

事故後に、火力発電が90%増えたという話だったが、いま日本中で火発の増設計画があるが、どう思っているのか。経済性があるというのか、様々な費用を網羅して国民負担にしようなど考えているのか。

#### <回答>

#### 資源エネルギー庁・小澤さん

比率でいうと、2015年度で原発は1%。年度途中からだ。再エネは15年度で6%。ココから伸ばしていかなくてはならない。再エネは、皆さんからもお話があったが増やしていきたい。火力は、新設の話もあったが、高効率のもので、リスクが高いものではない。

#### 資源エネルギー庁・川邊さん

凍土壁については、山側1ヵ所だけ空けて凍らせている。99%弱くらい凍っている。後は、規制委員会と相談して進めていく。いったん凍結したものは、簡単に解けることはない。井戸で地下水を汲み上げることとセットでやっていく。

#### 福島・野木さん

第1原発に国・経産省から出向している人数は幾人くらいか。

#### <回答>

廃炉対策現地臨時事務所に10名ほど職員が常駐をしている。他のところは調べて後で知らせる。

#### <回答>

#### 3、について

#### ①自主避難者への住宅支援について

復興庁・篠原さん/国交省と連携をして公営住宅への入居の円滑化への支援、とくに雇用促進住宅での受け入れも考

慮して進めている。

②フォローアップ除染の実施については、国の指定規準の空間線量率「毎時0.23マイクロシーベルト」を上回ることを環境省・須田さん/汚染の広がりや程度、地形、除染など総合的に考えて実施する。「追加被曝線量が年間1ミリシーベルト以下」については、達成すべき長期的目標として設定している。個人年間1ミリシーベルト以下を、便宜上、空間線量毎時0.23μシーベルト以下としているが、毎時0.23μシーベルト以上でも必ずしも年間1ミリシーベルトを超過しないということがこれまで明らかになっている。自治体とよく相談して対応していきたい。

### ③2018年3月で打ち切りとなる精神的賠償の延長を

資源エネルギー庁・沼館さん/東電の損害賠償については、文部科学省の原子力損害賠償審査会があり、損害賠償法にもとづき、損害の範囲とか、中間指針があり、それに則り賠償をしているところ。避難を余儀なくされている人が対象で、避難期間に応じたされているもの。平成27年6月閣議決定された改定福島復興指針では、早期に解除された場合でも生活再構築などを考え、避難指示解除準備区域、居住制限区域については、事故後6年後に解除された場合と同等、解除後1年間目安の帰還準備が賠償対象になっている。個々の実情を伺いながら考えていく。

### ④福島の子もたちへの差別と偏見がうまれないよう、科学的知識と福島の現状を、あらゆる機会に周知すること

復興庁・上島さん/基本的に文部科学省で放射能に関する基礎知識、東京電力福島原発事故被害状況、地域の復興再生に向けた小・中学校・高校用副読本を平成23年度、26年度改訂版を作成、HPにも掲載、先生方用のDVD、先生方の支援として研修、学校現場で生徒向けの「出前授業」も行っている。学習指導要領で中学校の理科「放射線の性質」、高校物理「放射線の安全性」について指導している。

## 質 問

### ③について

浪江町・馬場さん/浪江で自動車修理をしていた紺野さん、相双民商会長79歳です。車検は年間2000台ほど扱っていたが、事故後、4男が派遣で働いている。長男が引き継いだ。現在、車検台数は4分の1くらい。復興団地に住んでいるが、本人も妻も体調を悪くしている。営業損害賠償は2月で打ち切り、精神的賠償について中間指針にもとづいて来年3月まで延長したと知っているが…。浪江町に帰って仕事を再開できる環境はない。打ち切る理由はどこにあるのか。「中間指針」というけれど、現状を踏まえて新たな指針をだすべきではないか。

### <回 答>

資源エネ・沼館さん/「中間指針」は文部科学省が審査管轄なので…。営業損害賠償については、区域内は27年3月以降、将来にわたる損害も含め、逸失利益100%の2倍支払っている。もし、その2倍を超過した損害が発生した場合は、個別に事情を聞きながら対応していくので、東京電力に申しでいただくということで対応することになっている。

## 質 問

浪江町・馬場さん/全く分かっていない。紺野さんの場合は、浪江で営業していた時の4分の1の収入だ。安定したものでもない。2倍もらって、それで打ち切りだ。紺野さんの場合ではないけれど、営業損害賠償について東電に相談すると、逆に値切られる。こういう問題も具体的にでてきている。さらに、精神的損害賠償についても、帰還困難区域を除いて、来年3月で打ち切り。避難は続く。しかし、先ほど言われた新任の復興大臣が被災者の最後の一人まで救済すると言うのだから、具体的に支援をしてほしい。中間指針が現状に合わなくなっているのに、変更しようとしていない。

### <回 答>

資源エネ・沼館さん/しっかりと東京電力に事情を聞くように伝える。

福島・( )さん/実際に2倍以上払われた例があるのか。

### <回 答>

資源エネ・沼館さん/現在のところはたととは聞いていない。区域外は、27年8月以降の将来にわたってであり、まだ期間にならない。

### ① について

福島・( )さん/確認させてほしい。自主避難者への支援ということで、今村前大臣は、帰らない人は自己責任でやるのが当たり前と言ったが、今の大臣は方向性が違うのか。フォローアップ除染はいくらの数値の規準で実施することになっているのか。

福島・( )さん/関連して、フォローアップ除染について聞きたい。おそらく、ガラスバッチで測定するということに変えるというのではないか。実際の実測よりも体に与える線量が4、5割くらい低くでると言われている。一方向だけしか測らないというが…。私たちは、好き好んで福島に住んでいるわけではない。原発事故がなければ…。自主避難地域であっても、最後の最後の一人まで救済するのが、当たり前ではないか。今の大臣の姿勢を確認したい。

**<回答>**

復興庁・篠原さん/自己責任の発言に関しては、国会でも謝罪した。今の大臣は、最後の一人まで支援すると言っている。もちろん、住まいの確保の支援策を申し上げたが、個々のご事情を鑑みて…。

新婦人・児玉/国独自で無償提供していくという方向でいいのか。「自主避難」というのが、今までの災害からいうと、新しい形だと思うのだが…。自主避難者の一人ひとり残らずの救援と言った場合、どうあったらいいのか。

**<回答>**

復興庁・( )さん/これまで、災害救助法にもとづいて応急仮設などを自主避難者にも提供してきた。福島県が住居の確保状況で判断し、災害救助法にもとづき、内閣府で討議され、徹底されたもの。本年4月以降も、福島県の民間家賃補助であるとか、新たな住居の確保などできるように取り組んでいるところ。

自由法曹団・柿沼さん/家賃補助ということだが、どのくらいの割合の補助なのか。

新婦人・児玉/自主避難といった場合に、子どもたちのことを心配してだとか、避難されている。心配や不安などの思いで避難している。原発事故がなければ、しなくても良かったものなのだから…。国もきちんとやってほしいという要望が出ている。

**<回答>**

復興庁・( )さん/災害救助法にもとづく対策なので、詳細は内閣府防災の担当になっている。

上町・馬場さん/応急仮設の話はされたけれども、借り上げ住宅に入っている方も同じ。福島から東京に自主避難してきた親子の方が、3月いっぱい住宅支援をストップされ、どういう生活をしてきたかという、病院から支給される栄養剤などで日常生活してきた。救済を求める声がある限り、支援をきちんとしていただきたい。あわせて、3月31日に避難解除された浪江町が、二本松にある応急仮設住宅5カ所ですべて県と町が入って、明け渡しの説明会をやっている。苦情がきている。1つは、受け入れ自治体から、仮設住宅となっている公共敷地を返してもらいたい。2つは、入居人数が少ないと浄化槽の機能が低下するので明け渡してもらいたい。3つは、入居者が少ないと防犯上の問題があるので、明け渡してもらいたいということだった。これから、もっとつめないといけない。来年3月いっぱいまで延長するという通達をだしておきながら、一方では、今年9月いっぱい明け渡して貰いたいという。80歳以上のおばあちゃん、小・中学校入学した子どももいるんですよ。根っこは、自己責任の問題にしようとしているんですよ。そうではないですよ。

新婦人・児玉/自主避難者のことでは、受け入れ自治体が独自の支援延長などを行っている。運動でそうさせている。国として、どう支援するか持ち帰って検討してほしい。

進行・斎藤さん/自主避難者の実態をつかんでいるかどうかと問われるのではないかと。

復興庁・篠原さん/未確定の方が119世帯いる。

進行・斎藤さん/新しい大臣があらためて表明したとおり、「最後の一人まで」救済してほしい。

復興庁・篠原さん/未確定の方＋不在の方など、県と連携して行っていく。全国26カ所に相談拠点を設置している。内閣府防災とも連携して行っていく。

新婦人・児玉/ぜひ、持ち帰って検討してほしい。私たちも内閣府防災と交渉するようにしたい。

**<回答>**

環境省・土田さん/フォローアップ除染についていくらの数値だったらいいとか、決めているわけではない。特措法だが、今回の事故に対応するために、1ミリシーベルトという長期的目票が決まり、特措法が決まり除染をしてきた。その際、一定の便宜上0.23マイクロシーベルトを置き、除染をしてきた。自治体などの努力があってここまでやれてこれたと思う。地域全体の様子を見ながら、総合的に見ていこうというもの。ガラスバッチは、ファントムという全面照射という形のもの。ローテーションというか、技術的な面を含め、個人線量計で測ったものが低いとかいうことはない。自治体とよく相談しながらやっていきたい。個人線量計のデータも必要だと思っている。

福島・岩瀬さん/よくわからない。自治体も困っていて、できないでいる。早く徹底してほしい。

新婦人・村上さん/実際にやっている自治体を教えてほしい。

**<回答>**

環境省・土田さん/南相馬市、相馬市だと思う。

福島・( )さん/線量は動くんだよ。だから、フォローアップ除染をやってくれと言っている。

浪江町・馬場さん/基本的には、元に戻してくれと言っている。0.23マイクロシーベルト、年間被曝1ミリを規準にして、

国がきちんと財政的援助をやると言ってくれればいい。

**<回答>**

**環境省・(野本)さん**/0.23 マイクロシーベルトは、重点調査地域を決めるために設定した値。科学的に正しいと思う。財政的問題は全面的に国が行う。

**浪江町・馬場さん**/ガンマ計を使えば、すぐ測れる。

**④について**

**新婦人・村上さん**/横浜で避難した子どもたちのいじめなどが様々でてきて、福島放射能に対する科学的知識も知られていないし、いろいろな対策も伝わっていないと感じた。6年たって風評もあるが、風化もある。原発事故がいろいろな複雑な問題をもたらしていると思うが、中学校授業でもきちんとやるという話もあった。様々な分断が行われている。私は福島市に住んでいるが、高校生の息子が県外の大学にでていった時に、差別されないかと心配はある。私が活動している新婦人で県内の小学生を持っている母親たちにアンケートをやっている。そのなかで、食品検査とか健康検査とか続けてほしいという要望がある。今年はやっているが、来年お米の全袋検査をどうするかという話があるというので、継続してほしいと要望している。全国に福島の状況を伝えてもらうときには、原発事故が起こったせいでいろいろな複雑な問題が起きているということも一緒に伝えてもらわないと、分断につながってしまう。

住宅支援のことで、先ほど「雇用住宅にも住んでもらうようにしている」というけれど、6年たって子どもたちも成長し、コミュニティもできていて、転校となったら、またいじめにあうかも心配する。本当に住民の声を1人ひとり聞いてほしいと思う。

**福島・小澤さん**/今の問題は、どういう内容を伝えるかということだ。1つは、原発の安全神話を肯定的に伝えるか、否定的に伝えるかにある。もう1つは、事故の責任は東電と国にあり、どう果たしていくかを教えること。そうでなければいじめも偏見もなくなる。放射線授業もしっかりやってもらわないと困る。

以上

\*\*\*\*\*

**【別添】 要請書**

2017年5月10日

内閣総理大臣 殿  
各 担当大臣 殿

「被災者切り捨て許すな！国の責任で復興を5・10国会行動」実行委員会  
災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会  
東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議  
〃 復旧・復興支援みやぎ県民センター  
〃 ・原発事故被害の救援・復興めざす福島県民共同センター  
「熊本地震」被災者支援共同センター

**東日本大震災、熊本大地震をはじめとする自然災害からの復旧・復興を求める要請**

東日本大震災から6年2カ月、熊本大地震から1年余が経過しました。大地震と津波に襲われた東北沿岸地域では、復興災害住宅の整備は一定進んでいるものの、嵩上げ工事が続いているなど、生活と生業の再建は道半ばの状況です。また、熊本大地震では、応急仮設やみなし仮設など、自宅以外での避難生活を余儀なくされている被災者が4万2千人にのぼり、住宅と生活の再建には多くの困難が立ちふさがっています。とくに、福島では生活や生業が成り立つ見通しがななかで避難区域の解除が行われ、自主避難者に対する住宅費の全額負担を今年4月から打ち切るなど、被災者から不安や怒りの声があがっています。

被災者が一日も早く生活の拠点となる住居を再建し、もとの生活にもどれるよう支援することは政府の責任です。

毎年のように大規模自然災害が日本列島で発生するもとの、災害被災者の人権を守り、憲法第13条と25条が生かされる被災者本位の復旧・復興と防災に国が責任を持って対応することを強く求めるとともに、以下の要求について誠意を持って対応するよう要請します。

## 記

### 【内閣府】

- ① 被災者生活再建支援制度を抜本改善し、支援金上限をただちに500万円に引き上げるとともに、半壊や一部損壊も支給対象とすること。
- ② 被災者の暮らしと生業の再建を復興の基本に据えるとともに、地域のコミュニティを重視した再建をすすめること。
- ③ 東日本大震災および熊本地震において、必要に応じて応急仮設の間の転居を可能とすること。
- ④ 熊本地震の被災者にかかる災害援護資金は、東日本大震災と同等の取り扱いとすること。
- ⑤ 災害公営住宅の払い下げを希望する被災者に対して、被災者生活再建支援法の加算支援金支給の時効は除外すること。あわせて、建築費の高騰による払い下げ価格の増嵩部分は国庫負担で補填すること。
- ⑥ 個人住宅や事業所などの二重ローン等の解決にむけ、既存のローンの減免など、政府として必要な措置を行うこと。
- ⑦ 東電・福島第一原発事故による自主避難者への住宅無償提供の打ち切りは撤回し、4月にさかのぼって支援すること。

### 【復興庁】

- ① 東日本大震災被災者と被災地の実態をリアルにつかみ、被災者に寄り添った対応・対策を強化すること
- ② 復興事業にかかる地元負担は撤回して全額国費負担で実施するとともに、地方自治体が自由に使える復興財源を確保すること。
- ③ 本格化している復興事業でマンパワーが不足していることから、被災地復興のための人材確保の支援を強化すること。
- ④ 被災地における「なりわい」再生のため、産業の振興と、被災した事業者・労働者等への総合的な就業支援を行うこと。
- ⑤ 東電・福島第一原発事故による自主避難者の実情を調査し、住宅の確保をはじめ必要な支援を行うこと。

### 【国土交通省】

- 1、仮設住宅等にかかる以下の要求を実現すること。
  - ① 災害公営住宅の建設の遅れなどで、プレハブ仮設住宅生活が長期化している地域においては、住宅設備・環境の点検・整備を行うこと。
  - ② 地震による宅地被害への支援制度を拡充すること。
- 2、災害公営住宅等にかかる以下の要求を実現すること。
  - ① 岩手・宮城両県の災害公営住宅入居者の内、約8割が政令月収8万円未満の「特別家賃低減事業」の対象世帯となっている現状に鑑み、10年とされている事業の「交付の期間」を撤廃するとともに、対象世帯については6年目からの家賃引き上げを行わないこと。

- ② 災害公営住宅の整備・供給にかかる「公営住宅法」の機械的運用をあらため、被災者の実情に見合ったものとする。とくに、政令月収が 158,000 円を超える入居者に対し、3 年目からの家賃引き上げ、5 年目以降の明け渡し措置は行わないこと。
- ③ 災害公営住宅が高家賃であるなどの経済的な理由で入居できない被災者を対象とする家賃の低減または家賃補助を行うこと。
- ④ 半壊や一部損壊判定の住宅困難者も災害公営住宅に入居できるよう要件を緩和すること。
- ⑤ 災害公営住宅への入居を希望しながら、入居抽選から外れるなどの理由で「民間賃貸住宅」への入居を余儀なくされた被災者に対して家賃補助を行うこと。
- ⑥ 災害公営住宅での孤独死予防、コミュニティ形成の支援のため、支援員の恒常的配置を行うこと。
- ⑦ 災害公営住宅の払い下げを希望する被災者に対して、被災者生活再建支援法の加算支援金支給の時効は除外すること。あわせて、建築費の高騰による払い下げ価格の増嵩部分は国庫負担で補填すること。
- ⑧ 阪神・淡路大震災被災者に対する借り上げ住宅からの強制的な追い出しはやめ、希望者の継続入居を認めること。

### 【厚生労働省】

- 1、熊本地震被災者の医療費一部負担金免除及び保険料(税)減免に対する財政支援を継続し、医療費一部負担金免除を国の負担で実施すること
  - ① 今年 9 月末までとしている被災者の一部負担金の免除措置および被災者の保険料(税)の減免措置に対する財政支援を 10 月以降も継続すること。
  - ② 医療保険の種別を問わず、被災者の医療費一部負担金免除を、国の負担で実施すること。
  
- 2、東日本大震災にかかる国民健康保険制度等における被保険者の窓口一部負担の免除措置を継続すること。
  - ① 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、障がい者福祉サービス等において 2012 年 9 月末までの財政措置と同様の十分な財政支援を講じること。
  - ② 協会けんぽ被保険者に対しても免除措置を復活すること。
  - ③ 2017 年度以降も市町村国民健康保険に対する財政支援を継続すること。特別調整交付金による 8 割負担に加えて残りの 2 割部分に対し、医療費の増加による負担増割合に応じて最大 95%を国が負担する追加財政支援策を復活すること。

以 上